

# 名古屋市地域防災計画

— 共通編 —

<令和2年9月・修正案>

名古屋市防災会議

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
1	2	<p>目次</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 略</p> <p>第3節 略</p> <p>第4節 ライフラインの整備</p> <p>第1～第4 略</p> <p>第5 電力施設（中部電力株式会社／<u>(追加)</u>／株式会社 JERA)</p> <p>第5節～第28節 略</p>	<p>目次</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 略</p> <p>第3節 略</p> <p>第4節 ライフラインの整備</p> <p>第1～第4 略</p> <p>第5 電力施設（中部電力株式会社／<u>中部電力パワーグリッド株式会社</u>／株式会社 JERA)</p> <p>第5節～第28節 略</p>	分社化に伴う修正
第1章 総 則				
2	10	<p>第2節 計画の性格等</p> <p>第1 計画の性格</p> <p>1～5 略</p> <p>6 名古屋市の各局・室・区及び関係機関は、この計画に定める方針に従い、防災対策の向上に努めるとともに、災害対策に係る諸活動を行うにあたっての具体的なマニュアル等を作成し、防災に対する万全を期するものとする。<u>(追加)</u></p>	<p>第2節 計画の性格等</p> <p>第1 計画の性格</p> <p>1～5 略</p> <p>6 名古屋市の各局・室・区及び関係機関は、この計画に定める方針に従い、防災対策の向上に努めるとともに、災害対策に係る諸活動を行うにあたっての具体的なマニュアル等を作成し、防災に対する万全を期するものとする。<u>なお、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分に配慮するものとする。</u></p>	愛知県地域防災計画の修正に伴う見直し
3	11	<p>第3節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1 名古屋市</p> <p>1～9 略</p> <p>10 災害予警報をはじめとする災害に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関する情報</p>	<p>第3節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1 名古屋市</p> <p>1～9 略</p> <p>10 災害予警報をはじめとする災害に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関する情報、</p>	南海トラフ地震臨時情報に伴う

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>(追加)</u>等を含む。)の収集伝達並びに避難の勧告又は指示及び災害広報・広聴</p> <p>11～32 略</p> <p>第2 指定地方行政機関 〔名古屋海上保安部〕</p> <p>1～3 略</p> <p>4 船舶・臨海施設・釣り客等に対し、東海地震注意情報、警戒宣言 <u>(追加)</u> その他地震等に関する情報の伝達及び周知</p> <p>5～8 略 〔名古屋地方気象台〕</p> <p><u>1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表</u></p> <p><u>2 気象業務に必要な観測、予報、通信施設整備</u></p> <p><u>3 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民への周知</u></p> <p><u>4 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報</u></p> <p><u>5 名古屋市が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力</u></p> <p><u>6 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における気象状況の推移や、その予想の解説等に関する名古屋市への情報提供</u></p>	<p><u>南海トラフ地震臨時情報</u>等を含む。)の収集伝達並びに避難の勧告又は指示及び災害広報・広聴</p> <p>11～32 略</p> <p>第2 指定地方行政機関 〔名古屋海上保安部〕</p> <p>1～3 略</p> <p>4 船舶・臨海施設・釣り客等に対し、東海地震注意情報、警戒宣言、<u>南海トラフ地震臨時情報</u> その他地震等に関する情報の伝達及び周知</p> <p>5～8 略 〔名古屋地方気象台〕</p> <p><u>1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。</u></p> <p><u>2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。</u></p> <p><u>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</u></p> <p><u>4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。</u></p> <p><u>5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</u></p> <p><u>6 (削除)</u></p> <p><u>7 (削除)</u></p>	<p>修正</p> <p>南海トラフ地震臨時情報に伴う修正</p> <p>他都市の地域防災計画と表記を統一</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>7 名古屋市やその他の防災関係機関との連携による、防災気象情報の理解促進や防災知識の普及啓発のための活動の実施</u></p> <p>[東海総合通信局] 1 ～ 5 略 6 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器<u>及び</u>、災害対策用移動電源車 <u>(追加)</u> の貸与</p> <p>第3 愛知県 1 災害予警報を始めとする災害に関する情報（地震予知情報等、警戒宣言 <u>(追加)</u> を含む。）の収集、伝達及び被害調査 2 災害救助法に<u>基づく被災者の救助</u> 3 ～ 7 略 8 災害広報（地震予知情報等、警戒宣言 <u>(追加)</u> を含む。）</p> <p>9 ～ 36 略 第4 ～ 第5 略</p> <p>第6 指定公共機関 [日本赤十字社] 1 略 <u>(追加)</u></p>	<p>[東海総合通信局] 1 ～ 5 略 6 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器 <u>(削除)</u>、災害対策用移動電源車<u>及び臨時災害放送局用設備</u>の貸与</p> <p>第3 愛知県 1 災害予警報を始めとする災害に関する情報（地震予知情報等、警戒宣言、<u>南海トラフ地震臨時情報</u>を含む。）の収集、伝達及び被害調査 2 災害救助法に<u>かかる資源配分</u> 3 ～ 7 略 8 災害広報（地震予知情報等、警戒宣言、<u>南海トラフ地震臨時情報</u>を含む。）</p> <p>9 ～ 36 略 第4 ～ 第5 略</p> <p>第6 指定公共機関 [日本赤十字社] 1 略 <u>2 避難所の設置に係る支援（生活環境の整備及びこころ</u></p>	<p>南海トラフ地震臨時情報に伴う修正</p> <p>南海トラフ地震臨時情報に伴う修正</p> <p>救助実施市の指定に伴う修正</p> <p>救助実施市の指</p>

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>2</u> 医療、助産、死体の処理（一時保存を除く。）業務の実施</p> <p><u>3</u> 血液製剤の確保と供給</p> <p><u>4</u> 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット等）を被災者のニーズに応じて配分（配分にあたっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。）</p> <p><u>5</u> 義援金の受付と配分（配分については地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して義援金の迅速公平な配分に努める。）</p>	<p><u>3</u> 医療、助産、死体の処理（一時保存を除く。）業務の実施 <u>のケア</u>)</p> <p><u>4</u> 血液製剤の確保と供給</p> <p><u>5</u> 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット等）を被災者のニーズに応じて配分（配分にあたっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。）</p> <p><u>6</u> 義援金の受付と配分（配分については地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して義援金の迅速公平な配分に努める。）</p>	<p>定及び協定の締結に伴う修正</p>
		<p>〔日本放送協会〕</p> <p>1～4 略</p> <p>5 警戒宣言<u>(追加)</u>等の伝達及び地震防災応急対策の実施状況等の報告（部内）</p> <p>6 警戒宣言<u>(追加)</u>等が発せられた場合及び激甚な大規模災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、万全な体制を整備</p>	<p>〔日本放送協会〕</p> <p>1～4 略</p> <p>5 警戒宣言、<u>南海トラフ地震臨時情報</u>等の伝達及び地震防災応急対策の実施状況等の報告（部内）</p> <p>6 警戒宣言、<u>南海トラフ地震臨時情報</u>等が発せられた場合及び激甚な大規模災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、万全な体制を整備</p>	<p>南海トラフ地震臨時情報に伴う修正</p>
		<p>〔中部電力株式会社／<u>(追加)</u>／株式会社 J E R A〕</p> <p>1 略</p> <p>2 東海地震注意情報<u>または警戒宣言 (追加)</u>発表時における電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な</p>	<p>〔中部電力株式会社／<u>中部電力パワーグリッド株式会社</u>／株式会社 J E R A〕</p> <p>1 略</p> <p>2 東海地震注意情報、警戒宣言<u>又は南海トラフ地震臨時情報</u>発表時における電力施設の応急安全措置等災</p>	<p>分社化に伴う修正</p> <p>南海トラフ地震臨時情報に伴う</p>

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>応急対策の実施 3～13 略</p> <p>第7 指定地方公共機関 〔中日新聞社、朝日新聞名古屋本社、毎日新聞中部本社、読売新聞中部本社、中部経済新聞社〕</p>	<p>害予防に必要な応急対策の実施 3～13 略</p> <p>第7 指定地方公共機関 〔中日新聞社、朝日新聞名古屋本社、毎日新聞中部本社、読売新聞中部支社、中部経済新聞社〕</p>	<p>修正</p> <p>組織改正に伴う修正</p>
4	30	<p>第5節 市民等の基本的責務 第1 略 第2 事業者の責務</p> <p>事業者は、災害時の企業の果たす役割(従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献)を十分認識し、各企業において災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなど、防災活動の推進に努めなければならない。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第5節 市民等の基本的責務 第1 略 第2 事業者の責務</p> <p>事業者は、災害時の企業の果たす役割(従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献)を十分認識し、各企業において災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなど、防災活動の推進に努めなければならない。</p> <p><u>また、各企業において災害時に重要業務を継続するための業務継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。</u></p> <p><u>なお、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p>	<p>愛知県地域防災計画の修正に伴う見直し</p>
5	32	<p>第7節 地震及び被害の想定 略 第2 ライフライン被害 2 ライフライン施設の被害または市内における機能支障</p>	<p>第7節 地震及び被害の想定 略 第2 ライフライン被害 2 ライフライン施設の被害または市内における機能支障</p>	

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>程度について、各関係機関がとりまとめた結果は以下のとおりである。</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>(3) 電力 (中部電力株式会社 / <u>(追加)</u> / 株式会社 J E R A)</p>	<p>程度について、各関係機関がとりまとめた結果は以下のとおりである。</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>(3) 電力 (中部電力株式会社 / <u>中部電力パワーグリッド株式会社</u> / 株式会社 J E R A)</p>	<p>分社化に伴う修正</p>
<p>第 2 章 災害予防計画</p>				
6	43	<p>第 1 節 都市の防災構造強化</p> <p>第 2 雨水流出抑制策</p> <p>1 ため池の整備及び調節池の設置</p> <p><u>東部丘陵地に散在するため池は、その保全に努めるとともに、農業利水としての機能が失われたものは雨水貯留池として整備活用するものとする。</u></p> <p><u>さらに、必要に応じ道路や公園等の公共施設の地下に大規模な雨水貯留施設を設置し、河川や下水道への雨水流出の負担を軽減するものとする。</u></p> <p>第 9 建築物の防災対策</p> <p>1 建築物に対する規制と指導</p> <p>建築物に対しては、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)をはじめとする関係法令によって防火、避難及び構造等に関する各種の規制が定められている。これらに基づく適正な審査、検査及び指導により、建築物における災害の未然防止及び抑止を図るものとする。</p> <p>また、既存建築物のうち、「百貨店など不特定多数の人が利用する<u>「施設や高齢者・障害者等が就寝する施設等</u>で一定規模以上の特定建築物」については、定期</p>	<p>第 1 節 都市の防災構造強化</p> <p>第 2 雨水流出抑制策</p> <p>1 ため池の整備及び調節池の設置</p> <p><u>ため池保全要綱に基づき、ため池の保全に努める。また、既存緑地や湧水機能のある都市公園の保全、緑化地域制度に基づく緑地の創出及び農地の保全により、雨水流出抑制を推進するものとする。</u></p> <p>第 9 建築物の防災対策</p> <p>1 建築物に対する規制と指導</p> <p>建築物に対しては、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)をはじめとする関係法令によって防火、避難及び構造等に関する各種の規制が定められている。これらに基づく適正な審査、検査及び指導により、建築物における災害の未然防止及び抑止を図るものとする。</p> <p>また、既存建築物のうち、「百貨店など不特定多数の人が利用する <u>(削除)</u> 施設や高齢者・障害者等が就寝する施設等で一定規模以上の特定建築物」について</p>	<p>名古屋市水防計画の修正に伴う見直し</p> <p>誤記の修正</p>

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>報告制度の活用にあわせて防災査察などを充実することにより、建築物の維持管理を徹底させるとともに改修指導を推進し安全性の向上に努める。</p> <p>2 略</p> <p>3 市営住宅<u>建替事業</u>  <u>耐用年数の1/2以上を経過した老朽化の著しい市営住宅を対象に仮移転住宅の確保等の諸条件が整った団地から順次建替事業を推進し、居住環境の改善や耐震性の向上を図ることにより、良好な市街地住宅の供給に資することとしている。</u></p>	<p>は、定期報告制度の活用にあわせて防災査察などを充実することにより、建築物の維持管理を徹底させるとともに改修指導を推進し安全性の向上に努める。</p> <p>2 略</p> <p>3 市営住宅<u>の建替・改善</u>  <u>原則として耐用年数 80 年を目標として維持管理等を行う一方で、安全性確保に課題がある住棟については、優先的に建替や改善を図ることとしている。</u></p>	<p>表記の整備</p>
7	51	<p>第2節 公共施設の整備（風水害対策）                      略</p> <p>第1 道路・橋りょうの整備                      略</p> <p>さらに、橋梁についても、道路の整備にあわせて新設、改築等の整備を図るほか、関連する事業などに応じて、その整備を進めるものとする。</p> <p>略</p> <p>第3 河川・下水道等の治水施設の整備                      昭和 54 年の名古屋市総合排水計画策定以降、1 時間 50mm の降雨に対応する治水施設整備を進めるとともに、平成 12 年東海豪雨や平成 20 年 8 月末豪雨などにより、著しい浸水被害が集中した地域や都市機能の集積する地域を対象として、緊急雨水整備事業を推進して<u>いる</u>。                      また、河川については河川整備計画に基づく整備を推進し、浸水被害の軽減に努めている。しかし、近年では、</p>	<p>第2節 公共施設の整備（風水害対策）                      略</p> <p>第1 道路・橋りょうの整備                      略</p> <p>さらに、橋りょうについても、道路の整備にあわせて新設、改築等の整備を図るほか、関連する事業などに応じて、その整備を進めるものとする。</p> <p>略</p> <p>第3 河川・下水道等の治水施設の整備                      昭和 54 年の名古屋市総合排水計画策定以降、1 時間 50mm の降雨に対応する治水施設整備を進めるとともに、平成 12 年東海豪雨や平成 20 年 8 月末豪雨などにより、著しい浸水被害が集中した地域や都市機能の集積する地域を対象として、緊急雨水整備事業を推進して<u>きた</u>。                      また、河川については河川整備計画に基づく整備を推進し、浸水被害の軽減に努めている。しかし、近年では、</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>地球温暖化の影響等による豪雨の増加や、土地利用の高度化などにより依然として市内各所で浸水被害が発生している。</p> <p>これに対処するため、「名古屋市総合排水計画（平成30年度改定）」に基づき、河川・下水道等の治水機能を最大限発揮できるよう、治水施設の整備計画を定め、連携して対策を進めるとともに、流域における過去の浸水被害発生状況や浸水リスク等を踏まえ、地域の状況に応じて河川や下水管、排水路等を整備する他、側溝、街きよ等末端の集水機能の整備改良を図る。また、既存の治水施設を最大限活用するとともに、改築・更新に併せた能力増強に取り組むなど、効率的な整備に努めるものとする。</p> <p>略</p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>2</u> 河川ポンプ施設の更新・整備 略</p> <p><u>3</u> 下水管や排水路の整備 略。</p> <p><u>4</u> 雨水ポンプ施設の更新・整備 略</p> <p><u>5</u> 既存施設の機能確保・活用</p>	<p>地球温暖化の影響等による豪雨の増加や、土地利用の高度化などにより依然として市内各所で浸水被害が発生している。</p> <p>これに対処するため、「名古屋市総合排水計画（令和元年度改定）」に基づき、河川・下水道等の治水機能を最大限発揮できるよう、治水施設の整備計画を定め、連携して対策を進めるとともに、流域における過去の浸水被害発生状況や浸水リスク等を踏まえ、地域の状況に応じて河川や下水管、排水路等を整備する他、側溝、街きよ等末端の集水機能の整備改良を図る。また、既存の治水施設を最大限活用するとともに、改築・更新に併せた能力増強に取り組むなど、効率的な整備に努めるものとする。</p> <p>略</p> <p><u>2</u> <u>ため池の整備</u> <u>市の管理するため池について、近年の全国的なため池の被災状況を参考に、堤体の決壊による浸水被害の発生防止に努めるなど、必要な対策を行っていく。</u></p> <p><u>3</u> 河川ポンプ施設の更新・整備 略</p> <p><u>4</u> 下水管や排水路の整備 略。</p> <p><u>5</u> 雨水ポンプ施設の更新・整備 略</p> <p><u>6</u> 既存施設の機能確保・活用</p>	<p>時点修正</p> <p>名古屋市水防計画の修正に伴う修正</p>
8	53	第3節 公共施設の整備（震災対策）	第3節 公共施設の整備（震災対策）	

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>略</p> <p>第2 道路・橋りょう</p> <p>略</p> <p>なお既設橋梁を始めとする道路構造物については、阪神・淡路大震災や東日本大震災からの教訓により、国の方針及び通達に基づき、耐震対策を実施しているところであり、橋梁の新設・改築にあたっては、耐震性を十分配慮して整備を図るものとする。</p> <p>略</p> <p>第4 河川</p> <p>宅地開発による市街化の進展などに伴う雨水流出量の増大に対処し、浸水被害を防止するための河川改修については、地震水害の防止を図るための河川施設等の耐震化を含めて、その整備に努めてきたところであるが、海拔ゼロメートル地帯等の堤内地盤高が低い区間等において大規模な地震が発生すると、地震加速度や地盤の液状化による河川堤防の沈下や法面の崩壊、亀裂等が発生して海水が侵入することにより甚大な浸水被害が起こるなど二次災害が予想されることから、河川堤防、構造物の耐震性の向上を図る必要がある。</p> <p>この対策として、国土交通省を始め河川管理者は、河川堤防等の耐震点検を実施しており、この結果を踏まえた耐震対策を順次行っている。</p> <p>1 河川の整備</p> <p>市内を流下する一級・二級河川のうち、国土交通省や 知県の管理する庄内川、新川、天白川等については、各河川</p>	<p>略</p> <p>第2 道路・橋りょう</p> <p>略</p> <p>なお既設橋りょうを始めとする道路構造物については、阪神・淡路大震災や東日本大震災からの教訓により、国の方針及び通達に基づき、耐震対策を実施しているところであり、橋りょうの新設・改築にあたっては、耐震性を十分配慮して整備を図るものとする。</p> <p>略</p> <p>第4 河川</p> <p>宅地開発による市街化の進展などに伴う雨水流出量の増大に対(削除)し、浸水被害を防止するための河川改修(削除)に努めてきたところであるが、海拔ゼロメートル地帯等の堤内地盤高が低い区間等において大規模な地震が発生すると、(削除)液状化により河川堤防が沈下(削除)して津波が越水することにより甚大な浸水被害が起こるなど二次災害が予想されることから、河川堤防、構造物の耐震性の向上を図る必要がある。</p> <p>この対策として、国土交通省を始め河川管理者は、河川堤防等の耐震点検を実施しており、その結果を踏まえた耐震対策を順次行っている。</p> <p>1 河川の整備</p> <p>市内を流下する一級・二級河川のうち、国土交通省や 知県の管理する庄内川、新川、天白川等については、各河川</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整備</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>管理者が河川の整備と併せ、耐震点検により対策が必要となった区間において耐震性の向上を図っている。また、市の管理する一級・二級河川のうち、<u>早期改修の必要性の高い堀川、山崎川などの(追加)河川では河川整備を進めることによって耐震性の向上を図るとともに</u>、耐震点検の結果、対策が必要となった区間の、耐震性の向上を図っている。</p>	<p>管理者が河川の整備と併せ、耐震点検により対策が必要となった区間において耐震性の向上を図っている。また、市の管理する一級・二級河川のうち、<u>(削除)山崎川などの堤防を有する河川では(削除)耐震点検の結果、対策が必要となった区間の、耐震性の向上を図っている。</u></p>	<p>表記の整備</p>
		<p>略</p> <p>第5 港湾</p> <p>大地震の発生時における救援物資や応急復旧資機材の大量輸送に対応するとともに、被災地域内外の社会経済活動に及ぶ影響を最低限に抑えるため、耐震性を強化した岸壁の整備及び既設橋梁の耐震対策を実施するものとする。</p> <p>また、震災時における浸水等から背後地の住民を守るため、海岸保全施設等の耐震性の強化を図るものとする。</p>	<p>略</p> <p>第5 港湾</p> <p>大地震の発生時における救援物資や応急復旧資機材の大量輸送に対応するとともに、被災地域内外の社会経済活動に及ぶ影響を最低限に抑えるため、耐震性を強化した岸壁の整備及び既設橋梁の耐震対策を実施するものとする。</p> <p>また、震災時における浸水等から背後地の住民を守るため、海岸保全施設等の耐震性の強化を図るものとする。</p>	<p>愛知県地域防災計画の修正に伴う見直し</p>
		<p><u>(追加)</u></p> <p>略</p> <p>2 海岸保全施設の地震・津波対策（液状化対策）</p> <p>これまでにガーデンふ頭西地区、大手ふ頭東地区、大手ふ頭南地区及び潮風ふ頭鴨浦地区の整備が完了している。</p> <p>現在、築地・ガーデンふ頭地区、<u>(追加)築地東ふ頭地区、(追加)昭和ふ頭地区及び潮見ふ頭地区</u>において整備を進めている。</p>	<p><u>なお、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、港湾関係者に情報共有することにより連携を強化する。</u></p> <p>略</p> <p>2 海岸保全施設の地震・津波対策（液状化対策）</p> <p>これまでにガーデンふ頭西地区、大手ふ頭東地区、大手ふ頭南地区及び潮風ふ頭鴨浦地区の整備が完了している。</p> <p>現在、築地・ガーデンふ頭地区、<u>大手ふ頭西地区、築地東ふ頭地区、大江ふ頭地区、大江川地区、</u>昭和ふ頭地区及び潮見ふ頭地区において整備を進めている。</p>	<p>時点修正</p>
		<p>また、<u>今後は</u>平成27年度に愛知県が策定した三河湾・</p>	<p>また、<u>今後も</u>平成27年度に愛知県が策定した三河湾・</p>	<p>表記の整備</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>伊勢湾沿岸海岸保全基本計画に基づき、対策を推進していく。</p> <p>3～5 略</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>伊勢湾沿岸海岸保全基本計画に基づき、対策を推進していく。</p> <p>3～5 略</p> <p><u>6 走錨等に起因する事故対策</u></p> <p><u>走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて対策を行う。また、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて対策を行う。</u></p>	<p>愛知県地域防災計画の修正に伴う見直し</p>
9	57	<p>第4節 ライフラインの整備</p> <p>略</p> <p>第1 水道施設等</p> <p>略</p> <p>2 施設の整備</p> <p>略</p> <p>(3)配水管の耐震化について、次の整備を進めている。</p> <p>ア 配水管の新設及び老朽管の布設替えは耐震管を用いて行っている。</p> <p>イ 応急給水拠点や市立小中学校、救急病院、透析医療機関などへ至る管路は完了した。引き続き災害時に給水<u>を必要とする指定避難所</u>へ至る管路の耐震化を優先的に進めている。</p> <p>ウ 配水幹線や<u>応急給水管路・重要給水管路</u>に設置されている消火栓・空気弁を、強度の高いダクタイル製に取り替えている。</p>	<p>第4節 ライフラインの整備</p> <p>略</p> <p>第1 水道施設等</p> <p>略</p> <p>2 施設の整備</p> <p>略</p> <p>(3)配水管の耐震化について、次の整備を進めている。</p> <p>ア 配水管の新設及び老朽管の布設替えは耐震管を用いて行っている。</p> <p>イ 応急給水拠点や市立小中学校、救急病院、透析医療機関などへ至る管路は完了した。引き続き災害時に給水<u>優先度が高い施設</u>へ至る管路の耐震化を優先的に進めている。</p> <p>ウ 配水幹線や<u>防災拠点に至る管路等</u>に設置されている消火栓・空気弁を、強度の高いダクタイル製に取り替えている。</p>	<p>表記の整備</p> <p>表記の整備</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>略</p> <p>3 応急給水施設等の整備            (1) 応急給水拠点の整備            エ 給水<u>タンク</u>車等による応急給水活動の拠点基地として方面別応急給水センターを整備している</p> <p>略</p> <p>5 応急給水活動及び応急復旧活動をより迅速に行うため、緊急自動車を4管路センター<u>本部事務所</u>に計12台、鍋屋上野浄水場に1台、合計13台配備している。</p> <p>略</p> <p>第2 下水道施設</p> <p>略</p> <p>6 応急活動をより迅速に行うため、緊急自動車を<u>西部</u>管路センターに<u>(追加)</u>配備している。</p> <p>略</p> <p>第3 通信施設（西日本電信電話株式会社）            災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の適切かつ迅速な実施上からも極めて重要な問題であり、電気通信施設の防災性確保に全力をあげて取り組むものとする。            このため、西日本電信電話株式会社は、国内電気通信事業の公共性に鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、洪水、津波等のおそれがある地域にある設備等については、耐水構造化及び伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図るものとする。  <u>(追加)</u></p>	<p>略</p> <p>3 応急給水施設等の整備            (1) 応急給水拠点の整備            エ 給水<u>(削除)</u>車等による応急給水活動の拠点基地として方面別応急給水センターを整備している</p> <p>略</p> <p>5 応急給水活動及び応急復旧活動をより迅速に行うため、緊急自動車を4管路センター<u>(削除)</u>に計12台、鍋屋上野浄水場に1台、合計13台配備している。</p> <p>略</p> <p>第2 下水道施設</p> <p>略</p> <p>6 応急活動をより迅速に行うため、緊急自動車を<u>3</u>管路センターに<u>計3台</u>配備している。</p> <p>略</p> <p>第3 通信施設（西日本電信電話株式会社）            災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の適切かつ迅速な実施上からも極めて重要な問題であり、電気通信施設の防災性確保に全力をあげて取り組むものとする。            このため、西日本電信電話株式会社は、国内電気通信事業の公共性に鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、洪水、津波等のおそれがある地域にある設備等については、耐水構造化及び伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図るものとする。  <u>また、災害時における通信量の増加を抑制するため、</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>愛知県地域防災</p>



連番	頁	修正前	修正後	備考																																
		略	略																																	
10	71	<p>第6節 防災拠点の整備</p> <p>略</p> <p>第1 防災拠点の役割及び体系</p> <p>略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>防災拠点</th> <th>拠点施設</th> <th>役割等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害医療活動拠点</td> <td>災害協力病院</td> <td>医療救護所からの患者受入等</td> <td><u>名古屋通信病院</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第2 防災拠点施設の整備</p> <p>略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>電源……重要施設の機能維持のための電源確保</li> <li>給排水……応急給水施設の設置、地下式給水栓の設置、排水機能の確保</li> <li>通信……防災行政無線、情報通信網機器の機能確保</li> <li>備蓄……市民用災害救助物資 <u>(追加)</u> の備蓄</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定避難所</td> <td>                     市民用災害救助物資 <u>(追加)</u> の備蓄を行う。                      スロープや障害者トイレの設置など要配慮者に配慮した施設の整備・指導を行う。通信機能は防災行政無線を発災後配備し情報通信網機能を確保する。                      指定避難所のうち市立小学校及び市立中学校へ発電機及び投光器等を整備し、停電への対応を行う。                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>	防災拠点	拠点施設	役割等	備考	災害医療活動拠点	災害協力病院	医療救護所からの患者受入等	<u>名古屋通信病院</u>	略		小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>電源……重要施設の機能維持のための電源確保</li> <li>給排水……応急給水施設の設置、地下式給水栓の設置、排水機能の確保</li> <li>通信……防災行政無線、情報通信網機器の機能確保</li> <li>備蓄……市民用災害救助物資 <u>(追加)</u> の備蓄</li> </ul>	略		指定避難所	市民用災害救助物資 <u>(追加)</u> の備蓄を行う。 スロープや障害者トイレの設置など要配慮者に配慮した施設の整備・指導を行う。通信機能は防災行政無線を発災後配備し情報通信網機能を確保する。 指定避難所のうち市立小学校及び市立中学校へ発電機及び投光器等を整備し、停電への対応を行う。	<p>第6節 防災拠点の整備</p> <p>略</p> <p>第1 防災拠点の役割及び体系</p> <p>略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>防災拠点</th> <th>拠点施設</th> <th>役割等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害医療活動拠点</td> <td>災害協力病院</td> <td>医療救護所からの患者受入等</td> <td><u>AOI名古屋病院</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第2 防災拠点施設の整備</p> <p>略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>電源……重要施設の機能維持のための電源確保</li> <li>給排水……応急給水施設の設置、地下式給水栓の設置、排水機能の確保</li> <li>通信……防災行政無線、情報通信網機器の機能確保</li> <li>備蓄……市民用災害救助物資 <u>・衛生用品</u> の備蓄</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定避難所</td> <td>                     市民用災害救助物資 <u>・衛生用品</u> の備蓄を行う。                      スロープや障害者トイレの設置など要配慮者に配慮した施設の整備・指導を行う。通信機能は防災行政無線を発災後配備し情報通信網機能を確保する。                      指定避難所のうち市立小学校及び市立中学校へ発電機及び投光器等を整備し、停電への対応を行う。                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>	防災拠点	拠点施設	役割等	備考	災害医療活動拠点	災害協力病院	医療救護所からの患者受入等	<u>AOI名古屋病院</u>	略		小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>電源……重要施設の機能維持のための電源確保</li> <li>給排水……応急給水施設の設置、地下式給水栓の設置、排水機能の確保</li> <li>通信……防災行政無線、情報通信網機器の機能確保</li> <li>備蓄……市民用災害救助物資 <u>・衛生用品</u> の備蓄</li> </ul>	略		指定避難所	市民用災害救助物資 <u>・衛生用品</u> の備蓄を行う。 スロープや障害者トイレの設置など要配慮者に配慮した施設の整備・指導を行う。通信機能は防災行政無線を発災後配備し情報通信網機能を確保する。 指定避難所のうち市立小学校及び市立中学校へ発電機及び投光器等を整備し、停電への対応を行う。	<p>医療機関名称の変更に伴う修正</p> <p>愛知県地域防災計画の修正に伴う修正</p>
防災拠点	拠点施設	役割等	備考																																	
災害医療活動拠点	災害協力病院	医療救護所からの患者受入等	<u>名古屋通信病院</u>																																	
略																																				
小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>電源……重要施設の機能維持のための電源確保</li> <li>給排水……応急給水施設の設置、地下式給水栓の設置、排水機能の確保</li> <li>通信……防災行政無線、情報通信網機器の機能確保</li> <li>備蓄……市民用災害救助物資 <u>(追加)</u> の備蓄</li> </ul>																																			
略																																				
指定避難所	市民用災害救助物資 <u>(追加)</u> の備蓄を行う。 スロープや障害者トイレの設置など要配慮者に配慮した施設の整備・指導を行う。通信機能は防災行政無線を発災後配備し情報通信網機能を確保する。 指定避難所のうち市立小学校及び市立中学校へ発電機及び投光器等を整備し、停電への対応を行う。																																			
防災拠点	拠点施設	役割等	備考																																	
災害医療活動拠点	災害協力病院	医療救護所からの患者受入等	<u>AOI名古屋病院</u>																																	
略																																				
小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>電源……重要施設の機能維持のための電源確保</li> <li>給排水……応急給水施設の設置、地下式給水栓の設置、排水機能の確保</li> <li>通信……防災行政無線、情報通信網機器の機能確保</li> <li>備蓄……市民用災害救助物資 <u>・衛生用品</u> の備蓄</li> </ul>																																			
略																																				
指定避難所	市民用災害救助物資 <u>・衛生用品</u> の備蓄を行う。 スロープや障害者トイレの設置など要配慮者に配慮した施設の整備・指導を行う。通信機能は防災行政無線を発災後配備し情報通信網機能を確保する。 指定避難所のうち市立小学校及び市立中学校へ発電機及び投光器等を整備し、停電への対応を行う。																																			

連番	頁	修正前	修正後	備考																																																																																																																						
11	77	<p>第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画略</p> <p>第2 市設建築物の耐震性能の現状</p> <p>平成7年度から平成29年度にかけて、昭和56年の建築基準法改正以前設計の建築物について、以下のように耐震性能を診断調査した。</p> <p><u>営繕施設：対象施設383棟を耐震診断</u></p> <p><u>学校施設：対象施設1,149棟を耐震診断</u></p> <p>企業局等施設：対象施設のうち217棟を耐震診断</p> <p>また、平成7年度からは、防災拠点施設を優先して耐震化を進めており、<u>平成29年度末時点で延べ1,006棟(66棟の除却等を含む)の耐震対策を終えている。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分</th> <th colspan="5">耐震診断</th> <th rowspan="2">耐震対策</th> </tr> <tr> <th>診断棟数</th> <th>評価I</th> <th>評価II-</th> <th>評価II-</th> <th>評価II</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">防災拠点施設</td> <td>防災活動中核</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域</td> <td>営繕</td> <td>73</td> <td>49</td> <td>19</td> <td>5</td> <td>24</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>企業</td> <td>14</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>活動拠点</td> <td>計</td> <td>82</td> <td>52</td> <td>24</td> <td>6</td> <td>30</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">災害医療</td> <td>企業</td> <td>12</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>9</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>市立</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	区分		耐震診断					耐震対策	診断棟数	評価I	評価II-	評価II-	評価II	防災拠点施設	防災活動中核	2	0	0	2	2	2	地域	営繕	73	49	19	5	24	23	企業	14	8	5	1	6	11	活動拠点	計	82	52	24	6	30	29	災害医療	企業	12	3	4	5	9	9	市立	3	0	1	2	3	3	<p>第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画略</p> <p>第2 市設建築物の耐震性能の現状</p> <p>平成7年度から令和元年度にかけて、昭和56年の建築基準法改正以前設計の建築物について、以下のように耐震性能を診断調査した。</p> <p><u>営繕・学校施設：対象施設1,394棟を耐震診断(除却施設を除く)</u></p> <p>企業局等施設：対象施設のうち217棟を耐震診断</p> <p>また、平成7年度から令和元年度にかけて、防災拠点施設を優先して耐震化を進めており、<u>以下のように耐震対策を終えている。</u></p> <p><u>営繕・学校施設：830棟(68棟の除却等を除く)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分</th> <th colspan="5">耐震診断</th> <th rowspan="2">耐震対策</th> </tr> <tr> <th>診断棟数</th> <th>評価I</th> <th>評価II-</th> <th>評価II-</th> <th>評価II</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">防災拠点施設</td> <td>防災活動中核</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域</td> <td>営繕</td> <td>73</td> <td>49</td> <td>19</td> <td>5</td> <td>24</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>企業</td> <td>14</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>活動拠点</td> <td>計</td> <td>87</td> <td>57</td> <td>24</td> <td>6</td> <td>30</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">災害医療</td> <td>企業</td> <td>12</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>9</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>市立</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	区分		耐震診断					耐震対策	診断棟数	評価I	評価II-	評価II-	評価II	防災拠点施設	防災活動中核	2	0	0	2	2	2	地域	営繕	73	49	19	5	24	23	企業	14	8	5	1	6	11	活動拠点	計	87	57	24	6	30	34	災害医療	企業	12	3	4	5	9	9	市立	3	0	1	2	3	3	<p>時点修正</p> <p>時点修正 表記の整備</p> <p>時点修正</p>
区分		耐震診断					耐震対策																																																																																																																			
		診断棟数	評価I	評価II-	評価II-	評価II																																																																																																																				
防災拠点施設	防災活動中核	2	0	0	2	2	2																																																																																																																			
	地域	営繕	73	49	19	5	24	23																																																																																																																		
		企業	14	8	5	1	6	11																																																																																																																		
	活動拠点	計	82	52	24	6	30	29																																																																																																																		
	災害医療	企業	12	3	4	5	9	9																																																																																																																		
		市立	3	0	1	2	3	3																																																																																																																		
区分		耐震診断					耐震対策																																																																																																																			
		診断棟数	評価I	評価II-	評価II-	評価II																																																																																																																				
防災拠点施設	防災活動中核	2	0	0	2	2	2																																																																																																																			
	地域	営繕	73	49	19	5	24	23																																																																																																																		
		企業	14	8	5	1	6	11																																																																																																																		
	活動拠点	計	87	57	24	6	30	34																																																																																																																		
	災害医療	企業	12	3	4	5	9	9																																																																																																																		
		市立	3	0	1	2	3	3																																																																																																																		

共通編

連番	頁	修正前								修正後								備考	
		活動	計	15	3	5	7	12	12	活動	計	15	3	5	7	12	12		
		指定 避難 所	営 繕・ 学校 施設	<u>1,081</u>	<u>355</u>	<u>530</u>	<u>196</u>	<u>726</u>	<u>725</u>	指定 避難 所	営 繕・ 学校 施設	<u>1,085</u>	<u>356</u>	<u>532</u>	<u>197</u>	<u>729</u>	<u>729</u>		
			企業 局施 設	4	0	4	0	4	4			企業 局施 設	4	0	4	0	4	4	
			計	<u>1,085</u>	<u>355</u>	<u>534</u>	<u>196</u>	<u>730</u>	<u>729</u>			計	<u>1,089</u>	<u>356</u>	<u>536</u>	<u>197</u>	<u>733</u>	<u>733</u>	
		福祉避難所		16	9	7	0	7	7	福祉避難所		16	9	7	0	7	7		
		計		<u>1,200</u>	<u>419</u>	<u>570</u>	<u>211</u>	<u>781</u>	<u>779</u>	計		<u>1,209</u>	<u>425</u>	<u>572</u>	<u>212</u>	<u>784</u>	<u>788</u>		
		防災拠点 以外の施 設	営 繕・ 学校 施設	<u>227</u>	<u>144</u>	<u>62</u>	<u>21</u>	<u>83</u>	69	防災拠点 以外の施 設	営 繕・ 学校 施設	<u>218</u>	<u>143</u>	<u>57</u>	<u>18</u>	<u>77</u>	69		
			企業 局施 設	189	95	57	37	94	92			企業 局施 設	189	95	57	37	94	92	
			計	<u>416</u>	<u>239</u>	<u>119</u>	<u>58</u>	<u>177</u>	161			計	<u>407</u>	<u>238</u>	<u>114</u>	<u>55</u>	<u>171</u>	161	
		合 計		1,616	<u>658</u>	<u>689</u>	<u>269</u>	<u>958</u>	<u>940</u>	合 計		1,616	<u>663</u>	<u>686</u>	<u>267</u>	<u>955</u>	<u>949</u>		
		第3 防災拠点施設等のうち耐震化の必要な施設								第3 防災拠点施設等のうち耐震化の必要な施設									

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>第2章第6節に位置付けられた防災活動の拠点施設等で耐震化が必要なものは次のとおりである。</p> <p style="text-align: right;"><u>平成31年</u>4月1日現在</p> <p>(表) 略</p>	<p>第2章第6節に位置付けられた防災活動の拠点施設等で耐震化が必要なものは次のとおりである。</p> <p style="text-align: right;"><u>令和2年</u>4月1日現在</p> <p>(表) 略</p>	時点修正
12	82	<p>第9節 防災情報網の整備</p> <p>第1 情報・通信機器の整備</p> <p>略</p> <p><u>3 災害対策支援情報ネットワークシステム</u></p> <p><u>通常利用されている事務用、学校教育用などのパソコンを利用し、被災後に必要な情報である被害情報、対策情報（職員参集状況・住民避難状況）などをパソコン通信網でデータ通信を行い、効率の良い情報処理を行うもの。</u></p> <p>略</p> <p>[名古屋市防災情報通信網概念図中]</p> <p><u>災害対策支援情報ネットワークシステム</u></p>	<p>第9節 防災情報網の整備</p> <p>第1 情報・通信機器の整備</p> <p>略</p> <p><u>3 市町村防災支援システム</u></p> <p><u>クラウド基板上に構築され、被災後に必要な情報である被害情報、対策情報（住民避難状況等）などをパソコン通信網でデータ通信を行い、情報を地図上に表示する機能（GIS機能）を有し、効率の良い情報処理を行うもの。</u></p> <p>略</p> <p>[名古屋市防災情報通信網概念図中]</p> <p><u>市町村防災支援システム</u></p>	<p>システムの変更に伴う修正</p> <p>システムの変更に伴う修正</p>
13	87	<p>第10節 救護・救援体制の整備</p> <p>略</p> <p>第1 食糧等の確保</p> <p>略</p> <p>1 備蓄</p> <p>災害時には、一時的な流通機構の混乱等から食糧や生活必需品の確保が困難になるばかりでなく、断水、</p>	<p>第10節 救護・救援体制の整備</p> <p>略</p> <p>第1 食糧等の確保</p> <p>略</p> <p>1 備蓄</p> <p>災害時には、一時的な流通機構の混乱等から食糧や生活必需品の確保が困難になるばかりでなく、断水、</p>	

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>停電、ガス停止等により調理もできなくなることが予想される。</p> <p>このような事態に備え、被災者及び避難者に必要な食糧及び寝具その他の生活必需品を供与または貸与するため、避難所避難者等に対し、発災後3日分の必要量として、名古屋市災害対策実施計画に基づき令和2年度までに、食糧175万食及び34万3千枚の毛布の備蓄等を行う。食糧については、ビスケット、アルファ化米、粉ミルク等の備蓄を行い、生活必需品としては、毛布、紙おむつ等(追加)を備蓄する。また、災害用トイレについても備蓄を行う。その他、本市が実施した南海トラフ巨大地震被害想定調査において津波浸水するとされた地域(中川区、港区の全域及び中村区、瑞穂区、熱田区、南区、緑区の一部の地域)については、指定避難所定員に対し、1人あたり30の飲料水の備蓄を行う。備蓄する物資については、その補充及び更新を行うとともに、高齢者や乳幼児等の要配慮者に配慮されたものとする。</p> <p>これらの備蓄物資は、災害時の交通途絶や輸送ラインの寸断の場合にも迅速に配布できるよう、小中学校やコミュニティセンターなどの指定避難所に地域や定員などを勘案し配備するほか、備蓄倉庫、区役所・支所においても保管する。</p> <p>なお、保管場所として小中学校に防災備蓄倉庫を整備する。</p>	<p>停電、ガス停止等により調理もできなくなることが予想される。</p> <p>このような事態に備え、被災者及び避難者に必要な食糧及び寝具その他の生活必需品を供与または貸与するため、避難所避難者等に対し、発災後3日分の必要量として、名古屋市災害対策実施計画に基づき令和2年度までに、食糧175万食及び34万3千枚の毛布の備蓄等を行う。食糧については、ビスケット、アルファ化米、粉ミルク等の備蓄を行い、生活必需品としては、毛布、紙おむつ等、<u>衛生用品としては、マスク、消毒液等</u>を備蓄する。また、災害用トイレについても備蓄を行う。その他、本市が実施した南海トラフ巨大地震被害想定調査において津波浸水するとされた地域(中川区、港区の全域及び中村区、瑞穂区、熱田区、南区、緑区の一部の地域)については、指定避難所定員に対し、1人あたり30の飲料水の備蓄を行う。備蓄する物資については、その補充及び更新を行うとともに、高齢者や乳幼児等の要配慮者に配慮されたものとする。</p> <p>これらの備蓄物資は、災害時の交通途絶や輸送ラインの寸断の場合にも迅速に配布できるよう、小中学校やコミュニティセンターなどの指定避難所に地域や定員などを勘案し配備するほか、備蓄倉庫、区役所・支所においても保管する。</p> <p>なお、保管場所として小中学校に防災備蓄倉庫を整備する。</p>	<p>愛知県地域防災計画の修正に伴う見直し</p>



連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>2 医薬品・衛生材料等の確保</p> <p>災害直後の医療・助産・保健救護活動に保健センター、市立病院等の救護班が使用する医薬品・衛生材料は、それぞれの場所において備蓄し、応急的補充分として、港防災センターに備蓄する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>なお</u>、備蓄する医薬品・衛生材料等についてはその充実に努める。</p> <p><u>また</u>、医薬品、衛生材料、血液等の調達について、関係機関の協力のもとに必要な量の供給体制の確立に努めるとともに、他都市との協定や「<u>愛知県災害時医薬品等安定供給確保事業</u>」の供給システムの活用により医薬品・衛生材料等の確保を図る。</p> <p>なお、災害時に設置を予定する供給センターなど<u>で</u>の医薬品・衛生材料等の的確な出納管理ができる専門的知識を有する薬剤師を確保するために、名古屋市薬剤師会の応援協力を得る必要がある。</p> <p>3 略</p>	<p>2 医薬品・衛生材料等の確保</p> <p>災害直後の医療・助産・保健救護活動に保健センター、市立病院等の救護班が使用する医薬品・衛生材料は、それぞれの場所において備蓄し、応急的補充分として、港防災センターに備蓄する。</p> <p><u>市立中学校に設置される救護所で使用する医薬品は、名古屋市薬剤師会に委託して各中学校区の備蓄薬局に備蓄する。</u></p> <p><u>また、災害時における医薬品・衛生材料の安定供給の確保を図るため、「愛知県災害時医薬品等安定供給確保事業実施要領」に基づき、愛知県医薬品卸協同組合及び中部衛生材料協同組合に委託して医薬品、医療機器及び衛生材料のランニング備蓄（通常の流通備蓄に上乗せして備蓄する）を行う。</u></p> <p><u>(削除)</u> 備蓄する医薬品・衛生材料等についてはその充実に努める。</p> <p><u>なお</u>、医薬品、衛生材料、血液等の調達について、関係機関の協力のもとに必要な量の供給体制の確立に努めるとともに、他都市との協定や<u>愛知県への供給要請</u>により医薬品・衛生材料等の確保を図る。</p> <p>なお、災害時に設置を予定する供給センターなど<u>において</u>、医薬品・衛生材料等の的確な出納管理ができる専門的知識を有する薬剤師を確保するために、名古屋市薬剤師会の応援協力を得る必要がある。</p> <p>3 略</p>	<p>「愛知県災害時医薬品安定供給確保事業」への参画に伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>4 名古屋<u>医療圏</u>地域災害医療部会</p> <p>地震災害発生時に迅速に関係機関が参集し、地域における医療ニーズや医療資源を把握し、的確に分析した上で医療チーム等の配置調整を行える体制を構築できるよう、平時から検討を行うため、愛知県が設置する愛知県災害医療協議会の部会であって、健康福祉局、消防局、病院局、保健センター、愛知県、災害医療コーディネーター、名古屋市医師会、名古屋市歯科医師会、名古屋市薬剤師会等の代表者からなる名古屋<u>医療圏</u>地域災害医療部会を開催する。</p> <p>(資料)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>4 名古屋<u>区域</u>地域災害医療部会</p> <p>地震災害発生時に迅速に関係機関が参集し、地域における医療ニーズや医療資源を把握し、的確に分析した上で医療チーム等の配置調整を行える体制を構築できるよう、平時から検討を行うため、愛知県が設置する愛知県災害医療協議会の部会であって、健康福祉局、消防局、病院局、保健センター、愛知県、災害医療コーディネーター、名古屋市医師会、名古屋市歯科医師会、名古屋市薬剤師会等の代表者からなる名古屋<u>区域</u>地域災害医療部会を開催する。</p> <p>(資料)</p> <p><u>・災害救助法に基づく救助に係る委託に関する契約(県・市・日本赤十字社愛知県支部)</u></p>	<p>会議名称の変更による修正</p> <p>協定締結に伴う修正</p>
14	91	<p>第11節 避難体制の整備</p> <p>災害時における差し迫った危険から住民の生命を守るため、指定緊急避難場所をあらかじめ<u>選定</u>するとともに、倒壊、流失、焼失等により住家を失った、り災者を一時滞在させるため、指定避難所をあらかじめ<u>選定</u>し、住民に周知徹底し、避難誘導體制の確立等に努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第1 指定緊急避難場所・指定避難所の確保</p> <p>1 指定緊急避難場所</p>	<p>第11節 避難体制の整備</p> <p>災害時における差し迫った危険から住民の生命を守るため、指定緊急避難場所をあらかじめ<u>指定</u>するとともに、倒壊、流失、焼失等により住家を失った、り災者を一時滞在させるため、指定避難所をあらかじめ<u>指定</u>し、住民に周知徹底し、避難誘導體制の確立等に努めるものとする。</p> <p><u>また、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた避難体制の整備を推進する必要がある。</u></p> <p>第1 指定緊急避難場所・指定避難所の確保</p> <p>1 指定緊急避難場所</p>	<p>表記の整理</p> <p>愛知県地域防災計画の修正に伴う見直し</p> <p>構成の見直しに</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>略</p> <p>(1) 指定基準                      共通事項：利用にあたり無料である<u>こと。</u></p> <p>ア洪水・内水氾濫                      (ア) 略                      (イ) 区域の安全性<u>又は構造安全性・階層</u>  <u>※以下の a 又は b を満たすこと</u>                      a <u>区域の安全性</u>                      浸水想定区域外又は浸水深 0.5m 未満の浸水想定区域内に立地していること  <u>(追加)</u>  <u>(追加)</u>                      b 構造安全性・階層                      浸水深 0.5m 以上の浸水想定区域に立地している場合は、以下の (a) 及び (b) を満たすこと  <u>(a)</u> 所在地において想定される洪水の作用に対し、構造安全性を有すること  <u>(b)</u> 想定浸水深の水位より上の高さに避難スペースがあること  <u>(ウ) 風水害時における安全性</u>  <u>a 洪水等の</u>気象状況に対応するため、屋内に滞在</p>	<p>略</p> <p>(1) 指定基準                      共通事項：利用にあたり無料であり、<u>災害が切迫した状況において、被災者の受入ができるよう、市職員等による開錠等が可能であること。</u></p> <p>ア洪水・内水氾濫                      (ア) 略                      (イ) 区域の安全性 <u>(削除)</u>  <u>(削除)</u>                      a <u>(削除)</u>                      浸水想定区域外又は浸水深 0.5m 未満の浸水想定区域内に立地していること  <u>なお、(ウ) の基準を満たす場合はこの限りでない。</u>  <u>b 土砂災害（特別）警戒区域の区域外に立地していること</u>  <u>(ウ) 構造安全性・階層</u>                      浸水深 0.5m 以上の浸水想定区域に立地している場合は、以下の a 及び b を満たすこと  <u>a</u> 所在地において想定される洪水の作用に対し、構造安全性を有すること  <u>b</u> 想定浸水深の水位より上の高さに避難スペースがあること  <u>(エ) その他</u>  <u>(削除)</u> 気象状況に対応するため、屋内に滞在でき</p>	<p>伴う修正</p> <p>構成の見直しに</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>できること</p> <p><u>b 土砂災害（特別）警戒区域の区域外に立地していること</u></p> <p><u>(エ) 利用条件</u></p> <p><u>災害が切迫した状況において、被災者の受入ができるよう、市職員等による開錠等が可能であること</u></p> <p>イ 土砂災害</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) <u>風水害時における安全性</u></p> <p><u>a 洪水等の気象状況に対応するため、屋内に滞在できること</u></p> <p><u>b 土砂災害（特別）警戒区域の区域外に立地していること</u></p> <p>(ウ) <u>利用条件</u></p> <p><u>災害が切迫した状況において、被災者の受入ができるよう、市職員等による開錠等が可能であること</u></p> <p>ウ 津波</p> <p>(ア) 建築物</p> <p>a 耐震性</p> <p>新耐震設計基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）に適合していること、又は耐震診断によって耐震安全性が確認されていること</p> <p>b 構造安全性 <u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u> 所在地において想定される津波の作用に対</p>	<p>ること</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>イ 土砂災害</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) <u>区域の</u>安全性</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u> 土砂災害（特別）警戒区域の区域外に立地していること</p> <p>(ウ) <u>その他</u></p> <p><u>気象状況に対応するため、屋内に滞在できること</u></p> <p>ウ 津波</p> <p>(ア) 建築物</p> <p>a 耐震性</p> <p>新耐震設計基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）に適合していること、又は耐震診断によって耐震安全性が確認されていること</p> <p>b 構造安全性・<u>階層</u></p> <p><u>(a)</u> 所在地において想定される津波の作用に対</p>	<p>伴う修正</p> <p>構成の見直しに</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>し、構造安全性を有すること  <u>(追加)</u></p> <p><u>c 階層</u>  <u>津波から安全を確保できる高さに避難スペースがあること</u></p> <p><u>※ 3 階以上の高さ (3 階未満の階層で通常の 3 階床面と同等の床高を持つ建物を含む。) を原則とする。</u></p> <p><u>d 利用条件</u>  <u>災害が切迫した状況において、被災者の受入ができるよう、市職員等による開錠等が可能であること</u>  <u>(追加)</u></p> <p>(イ) 盛土構造物  <u>a 構造安全性 (追加)</u>  <u>(追加)</u> 「津波防災地域づくりに係る技術検討報告書」(平成 24 年 1 月 27 日) に基づくもの  <u>b 高さ</u></p>	<p>し、構造安全性を有すること  <u>(b) 津波から安全を確保できる高さ (所在地において想定される基準水位に余裕高(0.5m)を加えた以上の高さをいう。以下同じ。) に避難スペースがあること</u>  <u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>c その他</u>  <u>津波災害警戒区域内に所在する施設 (本市が管理する施設等を除く) については、津波に対する指定緊急避難場所 (津波避難ビル) の指定と合わせて、津波防災地域づくりに関する法律第 56 条に基づく指定避難施設に指定することができる。</u></p> <p>(イ) 盛土構造物  <u>(削除) 構造安全性・階層</u>  <u>a 「津波防災地域づくりに係る技術検討報告書」(平成 24 年 1 月 27 日) に基づくもの</u>  <u>b 津波から安全を確保できる高さに避難スペース</u></p>	<p>伴う修正</p> <p>構成の見直しに</p>



連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>2m<sup>2</sup> <u>(追加)</u> を確保して算定すること</p> <p><u>ウ 避難が容易で、運用面を含めて住民に周知されていること</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>エ 人口動態などのバランスを考慮し、原則として1学区に複数確保すること</u></p> <p><u>オ 過去の浸水実績や浸水予測結果から判断し、避難者の安全空間(階)を確保することができること</u></p> <p><u>カ 耐震・耐火構造の建築物であること</u></p> <p>キ 利用にあたり無料であること</p> <p>(2) 指定する施設</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 市立以外の小・中・高等学校、大学、各種専門学校その他の公共・民間施設で指定基準に適合するもの。</p> <p><u>なお、福祉会館を始め社会福祉施設等については、要配慮者のための福祉避難所として確保する。</u></p>	<p>り 2m<sup>2</sup> <u>の避難スペース</u> を確保して算定すること</p> <p><u>イ 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること</u></p> <p><u>ウ 区域の安全性</u></p> <p><u>(ア) 原則として、土砂災害(特別)警戒区域外に立地していること</u></p> <p><u>(イ) 過去の浸水実績や浸水予測結果から判断し、避難者の安全空間(階)を確保することができること</u></p> <p><u>エ 新耐震設計基準(昭和56年6月1日施行)に適合していること、又は耐震診断によって耐震安全性が確認されていること</u></p> <p><u>オ 耐火構造であること</u></p> <p><u>カ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること</u></p> <p>キ 利用にあたり無料であること</p> <p>(2) 指定する施設</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 市立以外の小・中・高等学校、大学、各種専門学校その他の公共・民間施設で指定基準に適合するもの。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>伴う修正</p> <p>構成の見直しに</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>(追加)</u></p> <p>(3) <u>収容場所</u></p> <p><u>ア 市立の小・中・高等学校は、体育館・特別活動室・格技場・その他（特別教室等授業再開に支障のないスペース）とし、状況に応じて普通教室にも収容し、収容人員は、有効スペースから算出する。</u></p> <p><u>また、市立の小・中学校は、避難所の居住スペースとは別の場所に、ペット動物の飼育場所を確保する。</u></p> <p><u>イ その他の施設は、施設所有者（管理者）と調整のうえ、収容場所を決定し、収容人員を算出する。</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(4) <u>指定手順</u></p> <p><u>区長は、指定避難所を選定する場合に必要な応じ地域の要望・意見等を聞くこととし、指定及び指定</u></p>	<p><u>エ 福祉会館を始め社会福祉施設等については、要配慮者のための福祉避難所として確保する。</u></p> <p>(3) <u>施設内のスペース</u></p> <p><u>ア 避難スペース</u></p> <p><u>(ア) 避難者が寝起きする場所をいい、一般の避難者が寝起きする居住スペースと要配慮者のための福祉避難スペースを区分けする。</u></p> <p><u>(イ) 1人当たりの避難スペースは2m<sup>2</sup>を目安とするが、感染症対策として必要がある場合には弾力的に運用する。</u></p> <p><u>イ 目的別スペース</u></p> <p><u>運営管理室や感染症患者スペース、ペットの避難場所等、運営上必要な用途に応じた場所をいう。</u></p> <p><u>なお、ペットとの同行避難が可能な指定避難所は、原則市立小中学校とする。</u></p> <p><u>ウ 新型コロナウイルス感染症対策を講じる場合</u></p> <p><u>1人当たり 2m<sup>2</sup>の避難スペースを確保したうえで、1家族を1区画とし、家族間の距離を1m以上離す。</u></p> <p><u>その場合の1人当たりの必要となる面積は、単身世帯では6m<sup>2</sup>を、3人世帯では4m<sup>2</sup>を目安として収容人員を算定する。</u></p> <p>(4) <u>指定避難所の確保等</u></p> <p><u>ア 必要に応じて地域の要望や意見等を聞きながら、指定避難所の確保を推進するよう努める。</u></p>	<p>伴う修正</p> <p>愛知県地域防災計画の修正に伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>の取り消しに係る手順は以下のとおりとする。</u></p> <p>第2 避難誘導體制の確立等 略 2 地震災害時 〔発災後の避難行動〕 略（図） <u>(追加)</u></p>	<p><u>イ 感染症対策として必要がある場合には、あらかじめ避難スペースとして指定する場所以外の場所の活用を積極的に進めるとともに、ホテルや旅館等の活用を検討する。</u></p> <p>第2 避難誘導體制の確立等 略 2 地震災害時 〔発災後の避難行動〕 略（図）</p> <p><u>津波被害を避けるためには、津波の浸水想定区域外まで迅速に避難する。浸水想定区域外へ避難する時間がない場合においては、一時的な避難場所への移動とする。</u></p> <p><u>また、津波災害警戒区域内に在し、本計画に名称及び所在地が定められた地下街等、要配慮者利用施設は、次のとおり適切な行動をとるものとする。</u></p> <p><u>地下街等の所有者又は管理者は、その利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難確保を図るために、訓練その他の措置に関する計画を作成・公表するとともに、当該計画に従って避難確保のための訓練を実施し、その結果を報告しなければならない。</u></p> <p><u>要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、津波発生時における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成・公表するとともに、当該計画に従って避難確保のための訓練を実施し、その結果を報告しなければなら</u></p>	<p>愛知県地域防災計画の修正に伴う修正</p> <p>津波災害警戒区域の指定に伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>なお、地震などで、大規模な火事が発生した場合は、大規模な火事に対する指定緊急避難場所である広域避難場所に避難するよう周知に努める。</p> <p>(資料) 略</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者利用施設一覧表（浸水想定区域内施設 <u>(追加)</u>）（附属資料編 計画資料 86-2）</li> </ul>	<p><u>ない。</u></p> <p>なお、地震などで、大規模な火事が発生した場合は、大規模な火事に対する指定緊急避難場所である広域避難場所に避難するよう周知に努める。</p> <p>(資料) 略</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者利用施設一覧表（浸水想定区域内施設・<u>津波災害警戒区域内施設</u>）（附属資料編 計画資料 86-2）</li> </ul>	<p>津波災害警戒区域の指定に伴う修正</p>
15	103	<p>第13節 防災意識の啓発及び防災訓練</p> <p>災害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止するには、防災関係機関の防災対策の推進はもちろん、住民一人ひとりが自らの予防措置を講じ、災害時や <u>(追加)</u> 警戒宣言時に落ち着いて行動することが大切である。</p> <p>このため、職員とあわせて、市民に対しても日頃からあらゆる機会を通じて防災知識の普及活動を行い防災意識の高揚を図るものとする。</p> <p>また、防災訓練を通じて防災関係機関との連携を深めるとともに、災害時や南海トラフ地震臨時情報発表時、警戒宣言時における応急対策活動が市民や民間事業者とともに円滑に実施されるよう努めるものとする。</p> <p>第1 防災意識の啓発 略</p>	<p>第13節 防災意識の啓発及び防災訓練</p> <p>災害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止するには、防災関係機関の防災対策の推進はもちろん、住民一人ひとりが自らの予防措置を講じ、災害時や <u>南海トラフ地震臨時情報発表時</u>、警戒宣言時に落ち着いて行動することが大切である。</p> <p>このため、職員とあわせて、市民に対しても日頃からあらゆる機会を通じて防災知識の普及活動を行い防災意識の高揚を図るものとする。</p> <p>また、防災訓練を通じて防災関係機関との連携を深めるとともに、災害時や南海トラフ地震臨時情報発表時、警戒宣言時における応急対策活動が市民や民間事業者とともに円滑に実施されるよう努めるものとする。</p> <p>第1 防災意識の啓発 略</p>	<p>南海トラフ地震臨時情報に伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>1 職員に対する防災教育 略</p> <p>(1) 教育内容</p> <p>ア 職員が果たすべき役割</p> <p>イ 風水害や地震に関する基礎知識</p> <p>ウ 本市が行っている風水害及び地震対策に関する知識</p> <p><u>エ</u> 東海地震に関連する調査情報（定例、臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言その他これらに関する情報及びこれに基づきとられる措置の内容</p> <p><u>オ</u> 想定される南海トラフ巨大地震及び津波に関する知識</p> <p><u>カ</u> 家庭の地震防災対策と自主防災組織の育成強化対策</p> <p><u>キ</u> 緊急地震速報、大津波警報等、特別警報を見聞きした場合の対応に関する知識</p> <p>略</p> <p>3 市民・企業に対する防災教育及び広報 略</p> <p>(1) 広報・教育内容</p> <p>ア 防災に関する基礎知識</p> <p><u>イ</u></p>	<p>1 職員に対する防災教育 略</p> <p>(1) 教育内容</p> <p>ア 職員が果たすべき役割</p> <p>イ 風水害や地震に関する基礎知識</p> <p>ウ 本市が行っている風水害及び地震対策に関する知識</p> <p><u>エ</u> <u>南海トラフ地震臨時情報及びこれに基づきとられる措置の内容</u></p> <p><u>オ</u> 東海地震に関連する調査情報（定例、臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言その他これらに関する情報及びこれに基づきとられる措置の内容</p> <p><u>カ</u> 想定される南海トラフ巨大地震及び津波に関する知識</p> <p><u>キ</u> 家庭の地震防災対策と自主防災組織の育成強化対策</p> <p><u>ク</u> 緊急地震速報、大津波警報等、特別警報を見聞きした場合の対応に関する知識</p> <p>略</p> <p>3 市民・企業に対する防災教育及び広報 略</p> <p>(1) 広報・教育内容</p> <p>ア 防災に関する基礎知識</p> <p><u>イ</u> <u>南海トラフ地震臨時情報の性格及びこれに基づきとられる措置の内容</u></p>	<p>南海トラフ地震臨時情報に伴う修正</p> <p>南海トラフ地震臨時情報に伴う</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>イ</u> 地震予知情報等の性格及びこれに基づきとられる措置の内容</p> <p><u>ウ</u> 予想される浸水、地震及び津波に関する知識、地域の危険度に関する知識</p> <p><u>エ</u> 地震予知情報等が発表された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う安否確認、救助活動、避難行動、初期消火及び自動車運行自粛等の防災上とるべき行動に関する知識</p> <p><u>オ</u> 正確な情報の入手方法</p> <p><u>カ</u> 防災関係機関が講ずべき応急対策等の内容</p> <p><u>キ</u> 地域の指定避難所、指定緊急避難場所等、避難路に関する知識</p> <p><u>ク</u> 避難生活に関する知識</p> <p><u>ケ</u> 平素住民が実施できる応急手当、最低でも3日間、可能な限り1週間程度の生活必需品 <u>(追加)</u> の備蓄、家具の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容</p> <p><u>コ</u> 木造住宅をはじめ民間建築物の耐震診断と必要な耐震改修の内容</p> <p>略</p> <p>(3) 広報</p> <p>広報なごや、津波ハザードマップ、地震ハザードマップ及び洪水・内水ハザードマップなどの印刷物やテレビ、ラジオ、ホームページ等を利用し、災害の危険性に関する情報、防災に関する一般知識、平常時の備え、災</p>	<p><u>ウ</u> 地震予知情報等の性格及びこれに基づきとられる措置の内容</p> <p><u>エ</u> 予想される浸水、地震及び津波に関する知識、地域の危険度に関する知識</p> <p><u>オ</u> 地震予知情報等が発表された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う安否確認、救助活動、避難行動、初期消火及び自動車運行自粛等の防災上とるべき行動に関する知識</p> <p><u>カ</u> 正確な情報の入手方法</p> <p><u>キ</u> 防災関係機関が講ずべき応急対策等の内容</p> <p><u>ク</u> 地域の指定避難所、指定緊急避難場所等、避難路に関する知識</p> <p><u>ケ</u> 避難生活に関する知識</p> <p><u>コ</u> 平素住民が実施できる応急手当、最低でも3日間、可能な限り1週間程度の生活必需品 <u>・衛生用品</u> の備蓄、家具の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容</p> <p><u>サ</u> 木造住宅をはじめ民間建築物の耐震診断と必要な耐震改修の内容</p> <p>略</p> <p>(3) 広報</p> <p>広報なごや、津波ハザードマップ、地震ハザードマップ及び洪水・内水ハザードマップなどの印刷物やテレビ、ラジオ、ホームページ等を利用し、災害の危険性に関する情報、防災に関する一般知識、平常時の備え、災</p>	<p>修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>害時の心得等の防災知識の普及を図る。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>さらに、防災知識の普及啓発を図るため、報道機関に対しては、積極的に協力を依頼するとともに、本市の防災対策についての計画等必要な情報の提供に努める。</p> <p>なお、広報にあたっては、下記事項を重点に実施する。</p> <p>ア 平常時の心得に関する事項</p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>(エ) 食料、飲料水、<u>(追加)</u> 医薬品等を準備をすること。</p> <p>(オ)～(シ) 略</p> <p>略</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>害時の心得等の防災知識の普及を図る。</p> <p><u>また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう、周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</u></p> <p>さらに、防災知識の普及啓発を図るため、報道機関に対しては、積極的に協力を依頼するとともに、本市の防災対策についての計画等必要な情報の提供に努める。</p> <p>なお、広報にあたっては、下記事項を重点に実施する。</p> <p>ア 平常時の心得に関する事項</p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>(エ) 食料、飲料水、<u>衛生用品、医薬品等の準備をするとともに、自動車へのこまめな満タン給油に努めること。</u></p> <p>(オ)～(シ) 略</p> <p>略</p> <p><u>イ 南海トラフ地震臨時情報発表時の心得に関する事項</u></p> <p><u>(ア) 日頃からの地震への備えの再確認をすること</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・避難場所、避難経路の確認</u></li> <li><u>・家族との安否確認手段の確認</u></li> <li><u>・家具の転倒防止対策の確認</u></li> </ul>	<p>愛知県地域防災計画の修正に伴う見直し</p> <p>愛知県地域防災計画の修正に伴う見直し</p> <p>南海トラフ地震臨時情報に伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>イ</u> 東海地震注意情報発表時の心得に関する事項 略</p> <p><u>ウ</u> 警戒宣言時の心得に関する事項 略</p> <p><u>エ</u> 地震発生時の心得に関する事項 略</p> <p><u>オ</u> 緊急地震速報利用の心得、大津波警報等、特別警報に関する事項</p> <p><u>カ</u> 家庭内備蓄の推進 災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるので、7日分程度の飲料水、食料<u>(追加)</u>その他の生活物資等の家庭内備蓄を推進する。</p>	<p><u>・非常持出品の確認</u></p> <p><u>・出火の防止、危険物の安全措置の確認</u></p> <p><u>・隣近所との連絡、助け合いに関する確認</u></p> <p><u>(イ) 安全な防災行動をとること</u></p> <p><u>・津波、土砂災害などの危険性が高い場所になるべく近づかないようにすること</u></p> <p><u>・屋内のできるだけ安全な場所で生活すること</u></p> <p><u>・ベッドの頭上や高い場所に物を置かないこと</u></p> <p><u>・防災情報の入手方法を確認すること</u></p> <p><u>ウ</u> 東海地震注意情報発表時の心得に関する事項 略</p> <p><u>エ</u> 警戒宣言時の心得に関する事項 略</p> <p><u>オ</u> 地震発生時の心得に関する事項 略</p> <p><u>カ</u> 緊急地震速報利用の心得、大津波警報等、特別警報に関する事項</p> <p><u>キ</u> 家庭内備蓄の推進 災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるので、7日分程度の飲料水、食料、<u>衛生用品</u>その他の生活物資等の家庭内備蓄を推進する。</p>	<p>愛知県地域防災計画の修正に伴う修正</p>
16	111	<p>第14節 地域防災力の向上</p> <p>大規模な災害が発生した場合、建物が多数倒壊した場合、同時に複数の火災などが発生した場合には、本市消防機関の応急対策活動だけでは困難であったり、交通の</p>	<p>第14節 地域防災力の向上</p> <p>大規模な災害が発生した場合、建物が多数倒壊した場合、同時に複数の火災などが発生した場合には、本市消防機関の応急対策活動だけでは困難であったり、交通の</p>	

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>遮断等で緊急車両の通行が思うにまかせない事態が生じたりすることがある。こうした中で、被害を最小限に抑えるためには、地域住民や事業所がそれぞれの責務のもとに、自ら又は力を合わせて災害に立ち向かうことが不可欠である。</p> <p>伊勢湾台風、阪神・淡路大震災など過去の災害においても地域防災力の大切さが認識されているところであり、とりわけ東日本大震災においては、「自助、共助及び公助がうまくかみあわないと大規模広域災害後の災害対策がうまく働かないこと」が強く認識されている。</p> <p>災害に備えて、市民が普段から自分や家族の身の安全を守る準備や心構えをしておくとともに、発災直後の初期消火、救助活動など地域コミュニティで助け合う応急対策活動を意識し、消防団、関係行政機関及び事業所等と連携し、地区防災カルテ等を活用しながら地域特性に応じた防災活動を推進することで、地域防災力の向上を図る。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>略</p>	<p>遮断等で緊急車両の通行が思うにまかせない事態が生じたりすることがある。こうした中で、被害を最小限に抑えるためには、地域住民や事業所がそれぞれの責務のもとに、自ら又は力を合わせて災害に立ち向かうことが不可欠である。</p> <p>伊勢湾台風、阪神・淡路大震災など過去の災害においても地域防災力の大切さが認識されているところであり、とりわけ東日本大震災においては、「自助、共助及び公助がうまくかみあわないと大規模広域災害後の災害対策がうまく働かないこと」が強く認識されている。</p> <p>災害に備えて、市民が普段から自分や家族の身の安全を守る準備や心構えをしておくとともに、発災直後の初期消火、救助活動など地域コミュニティで助け合う応急対策活動を意識し、消防団、関係行政機関及び事業所等と連携し、地区防災カルテ等を活用しながら地域特性に応じた防災活動を推進することで、地域防災力の向上を図る。</p> <p><u>また、市は男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</u></p> <p>略</p>	<p>愛知県地域防災計画の修正に伴う見直し</p>
17	117	<p>第16節 重要データの管理</p> <p>略</p>	<p>第16節 重要データの管理</p> <p>略</p>	

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>第1 災害対策住民リストの整備</p> <p>災害時に必要とされる住民情報を確保するため、区長（区本部長）は「災害対策住民リスト」を作成し、毎年更新する。災害対策住民リストは、<u>学区及び災害対策委員の区域単位で、町・丁目別に</u>整備しておき、災害発生後、区本部及び災害救助地区本部における応急対策活動等に利用する。</p> <p>略</p>	<p>第1 災害対策住民リストの整備</p> <p>災害時に必要とされる住民情報を確保するため、区長（区本部長）は「災害対策住民リスト」を作成し、毎年更新する。災害対策住民リストは、<u>統計学区の区域単位で、町・丁目別及び災害対策委員別に</u>整備しておき、災害発生後、区本部及び災害救助地区本部における応急対策活動等に利用する。</p> <p>略</p>	<p>表記の整理</p>
18	119	<p>第17節 火災予防計画</p> <p>第1 火災予防対策</p> <p>略</p> <p>4 火災予防思想の普及</p> <p>(1) ～ (7) 略</p> <p>(8) <u>少年者</u>防火の指導</p> <p>本市の小学校児童（4年生から6年生まで）により結成されているBFC委員会に対する情報提供や小学校4年生に社会科の防火副読本等の資料を配布するとともに、各種の学校行事を通じ防火、初期消火及び避難等に関する防火指導を行い、火災予防に関する知識を養う。</p> <p>(9) 略</p> <p><u>(10) 防災講習会等の開催</u></p> <p><u>家庭や地域における防災活動能力の向上を図るため、市民を対象に防災講習を実施し、防火・防災意識の向上、耐震対策及び応急手当技術の普及に努める。</u></p>	<p>第17節 火災予防計画</p> <p>第1 火災予防対策</p> <p>略</p> <p>4 火災予防思想の普及</p> <p>(1) ～ (7) 略</p> <p>(8) <u>年少者</u>防火の指導</p> <p>本市の小学校児童（4年生から6年生まで）により結成されているBFC委員会に対する情報提供や小学校3年生に社会科の防火副読本等の資料を配布するとともに、各種の学校行事を通じ防火、初期消火及び避難等に関する防火指導を行い、火災予防に関する知識を養う。</p> <p>(9) 略</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>対象者の変更</p> <p>事業の見直しに伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>(11)</u> 放火火災の防止活動 略 7 空家火災の予防対策 <u>放火・火遊び等による火災のうち、空家が出火場所となる火災事例が増加していることから</u>、広報紙、ちらし等による広報を行うとともに、地域団体や住民の協力を得て空家の実態把握を行い、空家の所有者に対し、侵入の防止、ガス及び電気の遮断等の措置を講じることを指導する。</p>	<p><u>(10)</u> 放火火災の防止活動 略 7 空家火災の予防対策 <u>空家における放火火災を発生させないために</u>、広報紙、ちらし等による広報を行うとともに、地域団体や住民の協力を得て空家の実態把握を行い、空家の所有者に対し、侵入の防止、ガス及び電気の遮断等の措置を講じることを指導する。</p>	<p>表記の整備</p>
19	124	<p>第18節 津波対策 略 第2 対策 略 2 津波対策の基本的事項とその普及 港湾等に隣接した地域住民や港内等船舶には、次の心構えなどについて、第13節・第1及び第2に掲げる方法をもって防災意識の啓発、防災に関する知識の普及に努める。 (1) 地域住民 ア 強い揺れや弱くても長い揺れを感じたときは、<u>直ちに海岸から離れ</u>、急いで<u>安全な場所</u>に避難する。 イ 地震を感じなくても、津波注意報や津波警報、大津波警報が発表されたときは、<u>直ちに海岸から離れ</u>、急いで<u>安全な場所</u>に避難する。 ウ 津波注意報を始め、正しい情報をラジオ・テレビ等を通じて入手する。</p>	<p>第18節 津波対策 略 第2 対策 略 2 津波対策の基本的事項とその普及 港湾等に隣接した地域住民や港内等船舶には、次の心構えなどについて、第13節・第1及び第2に掲げる方法をもって防災意識の啓発、防災に関する知識の普及に努める。 (1) 地域住民 ア 強い揺れや弱くても長い揺れを感じたときは、<u>(削除)</u> 急いで<u>できるだけ高い場所</u>に避難する。 イ 地震を感じなくても、津波注意報や津波警報、大津波警報が発表されたときは、<u>(削除)</u> 急いで<u>できるだけ高い場所</u>に避難する。 ウ 津波注意報を始め、正しい情報をラジオ・テレビ等を通じて入手する。</p>	<p>表記の整理  表記の整理</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>エ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報の解除まで避難を続ける。</p> <p>略</p> <p>第4 津波からの防護のための施設の整備等</p> <p>略</p> <p>2 河川及び港湾等の管理者の整備方針及び計画は、次による。</p> <p>(1) 防潮壁、堤防、水門等の点検方針及び計画は、第2章第2節第4及び第5の定めるところによる。</p> <p>(2) 水門等の自動化及び遠隔操作化については、早期の実施を検討するとともに、防潮壁、堤防、水門等の補強等必要な施設整備等の方針・計画は、第2章第2節第4及び第5の定めるところによる。</p> <p>(3) 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順については、地震災害対策計画編：第1章第12節【水防活動】の定めるところによる。</p> <p>(4) 津波により孤立が懸念される地域の飛行場外離着陸場、港湾等の整備等の方針及び計画は、広域防災拠点の活用をふまえ、第2章第2節第3及び第5の定めるところによる。</p>	<p>エ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報の解除まで避難を続ける。</p> <p>略</p> <p>第4 津波からの防護のための施設の整備等</p> <p>略</p> <p>2 河川及び港湾等の管理者の整備方針及び計画は、次による。</p> <p>(1) 防潮壁、堤防、水門等の点検方針及び計画は、第2章第2節第3及び第4の定めるところによる。</p> <p>(2) 水門等の自動化及び遠隔操作化については、早期の実施を検討するとともに、防潮壁、堤防、水門等の補強等必要な施設整備等の方針・計画は、第2章第2節第3及び第4の定めるところによる。</p> <p>(3) 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順については、地震災害対策計画編：第1章第12節【水防活動】の定めるところによる。</p> <p>(4) 津波により孤立が懸念される地域の飛行場外離着陸場、港湾等の整備等の方針及び計画は、広域防災拠点の活用をふまえ、第2章第2節第4の定めるところによる。</p>	<p>誤記の修正</p> <p>誤記の修正</p> <p>誤記の修正</p>
20		<p>第19節 危険物等災害予防計画</p> <p>略</p> <p>第1 危険物、指定可燃物及び毒物・劇物</p> <p>1～4 略</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第19節 危険物等災害予防計画</p> <p>略</p> <p>第1 危険物、指定可燃物及び毒物・劇物</p> <p>1～4 略</p> <p><u>5 危険物等関係施設の安全性の確保</u></p>	<p>愛知県地域防災</p>

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		略	<p><u>事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。</u></p> <p>略</p>	計画の修正に伴う見直し